

- ・特別児童扶養手当・・障害の程度が変わった場合、対象障害児に増減のあった場合。
- ④氏名・住所・支払金融機関・印鑑変更届
氏名や住所、支払金融機関などが変更になった場合。
- ⑤受給者死亡届
手当を受けている方が死亡した場合。
- ⑥資格喪失届
☆児童扶養手当……対象児童が18歳になった場合（障害児等は20歳）、手当を受けている方が、婚姻（事実婚を含む）をした場合などにより、支給要件に該当しなくなった場合。
□特別児童扶養手当・・障害児が20歳になった場合、障害児が施設に入所した場合や障害児を監護する者が変わった場合などにより、支給要件に該当しなくなった場合。
- ⑦支給停止関係届
手当を受けている方が、所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった場合など。

児童扶養手当・特別児童扶養手当については、受給資格を失ったのに届出をしないまま手当を受けていると、受給資格がなくなった月の翌月分から手当の総額を返納いただくこととなりますので、ご注意ください。なお、詳しいお問い合わせは、町民課 児童福祉係（☎45-1111、内線217）までご連絡ください。

児童を養育している人への手当 児童手当

●児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的としています。

●児童手当制度のしくみ

1 手当の種類（児童手当法上の区分）

【3歳未満の児童】

①児童手当

②特例給付（法附第6条給付）

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン（厚生年金に加入している方）等の特例として、所得が一定額未満の場合に限って、児童手当と同額の給付が支給されます。

【3歳以上9歳到達後最初の3日31日までの児童（小学校第3学年修了前の児童）】

①小学校第3学年修了前特例給付（法附第7条給付）

3歳未満の児童の児童手当に相当します。

②小学校第3学年修了前特例給付（法附第8条給付）

3歳未満の児童の特例給付（法附第6条給付）に相当します。

2 支給対象

児童手当等は、9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校第3学年修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、支給されません。

3 支給額 第1子 5,000円、第2子 5,000円、第3子 10,000円（いずれも月額）

4 支払時期 児童手当等は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支払われます。

5 所得制限限度額

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。（限度額は表1参照）

手続きの方法は

●はじめに行うこと

認定請求

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当等を受給するには、市町村の窓口（公務員の方は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要です。

児童手当等は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

●認定請求に必要な添付書類

◆年金加入証明書または申立書（請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出）